

# 公 告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

平成27年9月28日

公立大学法人奈良県立医科大学  
理事長 細井 裕司

## 1. 競争入札に付する調達の内容

### (1) 内容及び数量

電子カルテ端末及び患者誘導表示用端末 1式

(詳細は、入札説明書のとおりとします。)

### (2) 納入期限

平成27年12月25日(金)

### (3) 納入場所

奈良県橿原市四条町840番地

奈良県立医科大学附属病院

## 2. 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件のすべてに該当する者が、この入札に参加することができます。

- (1) 公立大学法人奈良県立医科大学契約規程第3条第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) 当該調達の入札の日に、奈良県の指名停止又は指名保留の措置期間中でないこと。
- (3) 奈良県における物品購入等に係る競争入札の参加資格者で、営業種目が、B1「オフィス用品」、E1「医療機器・用品」のいずれかに登録されている者であること。
- (4) 過去に国、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人に当該入札に係る同種の物品の納入実績があること。
- (5) 別紙仕様書に示した調達物品を納入し得る者であること。
- (6) その他、入札説明書に記載されている条件を満たしていること。

## 3. 入札参加申込み等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒634-8521 橿原市四条町840番地

公立大学法人奈良県立医科大学

病院経営部 経営企画課 情報企画係 高木

TEL: 0744-22-3051 (内線) 5252

FAX: 0744-29-8815

(2) 入札説明書の交付期間

平成27年9月28日(月)から平成27年10月2日(金)の午後5時まで  
入札説明書、仕様に関して質問がある場合は、書面で3.(1)まで質問して下さい。

(3) 入札説明会

実施しません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、2.(4)～(5)に掲げる事項を証明する書類を、平成27年10月8日(木)午後5時までに、3.(1)の場所に、提出しなければなりません。

(5) 入札の日時及び場所

平成27年10月23日(金)午前10時

橿原市四条町840番地 奈良県立医科大学 大学本館 小会議室

(6) 郵便による入札

入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「電子カルテ端末及び患者誘導表示用端末購入 入札書在中」と朱書するとともに、中封筒に入札書のみを入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、「公立大学法人奈良県立医科大学 病院経営部 経営企画課長宛」の親展として、入札日の前日までに上記3.(1)に定める場所へ必着するようにしてください。

4. 入札方法

入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とします。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

5. 入札保証金

入札金額(再入札の場合は最初の入札の入札金額)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を入札の際納付して下さい。ただし、公立大学法人奈良県立医科大学契約規程第4条のただし書の規定に該当する場合(保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結した者等)は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除します。

また、落札者が落札後契約を締結しない場合は、公立大学法人奈良県立医科大学契約規程第17条第2項の規定に基づき、損害賠償を請求する場合があります。

6. 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって、有効な入札を行った者を落札者とします。

## 7. 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、公立大学法人奈良県立医科大学契約規程第7条の規定に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

## 8. 契約書作成の要否

要します。

## 9. 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、公立大学法人奈良県立医科大学契約規程第26条第1項ただし書の規定（法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者等）に該当する場合は、免除します。

## 10. 契約の不締結

落札者決定後、契約締結までの間に、落札者について、次のいずれかに該当する理由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人ならびに支店または営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) (3) 及び (4) に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記(1) から(5) のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記(1) から(5) のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記(6) に該当する場合を除く。）において、奈良県

立医科大学が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

#### 1 1. 契約の解除

契約締結後、契約者について10.(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を本学に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、10.(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

#### 1 2. その他必要事項

その他詳細は、入札説明書及び仕様書によります。